

国際基準で「生活できる年金」を求め！ ILO・女性差別撤廃委員会に申立 8月26日、厚労省記者会見で発表

年金者組合は8月26日、国際基準で「生活できる年金」の実現をめざし、厚生労働省で記者会見を行いました。年金者組合からは杉澤隆宣委員長、飯野豊秋副委員長、宇内敏哲副委員長、中川滋子副委員長、廣岡元穂副委員長、木田保男書記長と、ILO 申立代理人牛久保秀樹弁護士が出席しました。

会見では杉澤委員長が、「年金裁判違憲訴訟」を通じて明らかとなった「女性の低年金」を是正させ、「ジェンダー平等」を実現するために、女性差別撤廃委員会とILO に対して情報提供と申立を行ったことを報告しました。また、女性差別撤廃委員会に対する要請は、男女間の年金格差・賃金格差の是正と最低保障年金制度の実現で、10月に代表団を派遣し女性差別撤廃委員会に直接日本の実情を訴えること、ILO に提出する文書は①100号条約違反、②156号条約違反、③102号条約違反の3文書であることを明らかにしました。年金者組合の国際活動は国内にとどまらず「困窮するアジアの高齢者の人権、処遇改善に貢献」できると強調しました。

組合から、ILO100号条約の申立に関して、「雇用の分野での男女差別をなくし、生活保護基準に満たない女性の低年金改善、日本に最低保障年金制度の導入と、年金制度に存続する事実上の男女不平等の改善、そして、ジェンダー不平等により、過去から続いている不利益を緩和・解消し、真実の平等を達成するために、女性の年金格差に対する暫定的な特別措置を講じるよう勧告を行うことを求めている」と話しました。



ILO156号条約については、日本における雇用の分野での男女差別をなくし、家族的責任を果たすことが可能となるよう、特に生活保護基準以下となっている女性の低年金を改善するよう勧告を行うこと。年金者組合と実効性のある意義ある協議・交渉求めたと強調しました。

ILO102号条約に関しては、日本の厚生年金がILO基準の40%に届かず条約に違反していること、「勤労所得」からボーナスを除いていること、老齢厚生年金額の計算に「可処分所得スライド」（税や社会保険料負担を控除して賃金を再評価）を採用していることなど、所得代替率を大きく見せるための偽装とも言うべき報告をしていることを告発しました。また、ILOは「年金の実質的価値を維持すべき」という条項の目的に誠実に従うことが求められる」としており、年金の実質的価値を削減するマクロ経済スライドは条約に違反すると主張しました。

ILO申立代理人の牛久保秀樹弁護士は、日本の交渉・協議は「一方的な見解」「話を聞き置く」などで「一致点を見つけて、解決を目指す」ものになっていない。ILOは社会対話を重視しており、交渉問題については、労使の「意味ある対話・誠実な交渉協議を求めている」、今回の申立てにより、「年金問題がILOから継続的な監視の対象になる」という大事な局面を迎えている」と話しました。

記者会見にはNHK、読売新聞、弁護士JPの記者など8社が参加しました。